

2018年5月28日 ドラム缶工業会

運送問題に関するお取引先様への文書について

昨今、様々な業界で「運送問題」が顕在化しておりますが、ドラム缶・ペール缶の運送においては、手作業が多いなどドライバーに負荷がかかり、また労働条件が厳しいこともあります。ドライバー不足及び高齢化が問題になっております。このままでは、お取引先様への製品の円滑な供給に支障をきたす可能性があり、運送事業環境の適正化及びドライバーの労働条件の改善を進めることが喫緊の課題と受け止めております。

そこで当工業会といたしまして、国土交通省等においてトラック運送業界の取引慣行の改善に向けた動きが進められていることも踏まえ、お取引様に上記課題をご理解頂くための文書を作成いたしました。

今般当文書を会員各社に発信し、会員企業が自主的判断により運送問題の改善に努めることを期待するものです。

以上

お取引先様 各位

2018年5月28日

ドラム缶工業会における運送問題について

ドラム缶工業会

平素は当工業会会員各社に対し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、様々な業界で「運送問題」が顕在化しておりますが、ドラム缶・ペール缶の運送においては、手作業が多いなどドライバーに負荷がかかり、また労働条件が厳しいこともあります。ドライバー不足及び高齢化が問題になっております。このままでは、お取引先様への製品の円滑な供給に支障をきたす可能性があり、運送事業環境の適正化及びドライバーの労働条件の改善を進めることができることが喫緊の課題と受け止めております。国土交通省においてもトラック積込み・取卸し、荷待ち、及び横持ち等附帯業務の明確化に向けて、標準貨物自動車運送約款のほか、トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン等が改正されたことはご承知のとおりです。

このような実勢を踏まえ、会員各社は各々個社の判断で、運送取引の適正化・ドライバーの負荷軽減・労働時間短縮等につきまして、一層の改善努力を行う所存です。

同時に、ドライバーの長時間労働の要因は、配送指定時刻からの待機時間、荷卸し作業以外の附帯作業、小ロット・多頻度納入等であり、運送事業環境の適正化及びドライバーの労働条件の改善には、会員各社の努力だけでなく、お取引先様のご協力も不可欠と考えております。とりわけ、待機時間の改善につきましては、上記ガイドラインでも「着荷主の役割」としてお取引先様による荷待ち時間の改善や荷主の改善申入れに対する運用改善等の要請が明記されています。

また、納入先においてフォークリフト等のお取引先様の機器使用による附帯作業がある場合は、安全面でのリスクがあり、お取引様にご迷惑をおかけする危険性があると推察され、作業の廃止に向けご協力を賜りたくお願い申し上げます。お取引先様の明示黙示の指示による場合には、会員各社としても責任を負いかねることになる可能性があることもあわせてご認識頂ければ幸甚です。

将来にわたりドラム缶・ペール缶製品の運送の担い手を確保するため、お取引先の皆様におかれましては、当会員各社が直面している事態をご理解、ご賢察賜り、格別なるご高配を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

以上